

津市市民活動推進事業補助金交付対象事業選考実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、市民活動推進事業補助金の交付対象とする事業（以下「補助事業等」という。）の選考を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(懇話会の設置)

第2 補助事業等の選考を公正かつ適正に行うにあたり、広く意見を聴くため、市民活動推進事業補助金交付対象事業選考懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所管事項)

第3 懇話会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業等の評価に関すること。
- (2) その他、市長が必要と認めること。

(構成)

第4 懇話会は、委員5人以内で構成する。

2 委員は、次にあげる者の内から、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 本市の職員
- (2) 市民活動に関する学識経験者又は識見を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 懇話会に会長を置き、委員の中から互選により定める。

4 会長は、会務を総理する。

5 懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、第1回目の会議は津市が招集する。

(選考の方法)

第5 選考は、別に定める提出期限までに提出され、津市市民活動推進事業補助金交付要綱第4条に定める交付対象団体及び第5条に定める交付対象事業となると認められる団体及び事業について、津市市民活動推進事業補助金交付事務取扱要領第4に定める提案事業調書及び提案事業収支予算書（以下「提案書」という。）に基づき行うものとする。

2 選考に際しては、市民活動推進事業市民セレクション（以下「市民セレクション」という。）を開催し、採点を行うものとする。また、提案団体は、提案内容についてのプレゼンテーションを行うものとする。

3 市民セレクションの開催及びプレゼンテーションの方法は別に定める。

(採点)

第6 委員は、提案書及び提案団体からのプレゼンテーションの内容を元に、次号に定める採点基準に基づき、市民活動推進事業補助金交付対象事業採点票（第1号様式、以下「採点票」という。）により採点を行うものとする。

2 採点に際しては、次の5つの評価項目についてそれぞれ5点満点、合計25点満点で行い、その結果を採点票に記入する。

(1) 公益性

津市民の福祉の向上に寄与する事業か、また事業の内容が趣味や娯楽を主たる目的とするものや提案団体内での親睦活動等となっていないか、また、特定の者への利益又は便宜等の供与でなく、広く津市民を対象とした（参加の機会がある）事業となっているかなどの視点から評価を行うものとする。

(2) 地域性

津市の地域課題を捉えている事業であるか、また、津市内の地域資源の活用など地域の特性を活かした事業であるかなど、津市の活性化の視点から評価を行うものとする。

(3) 発展性

団体の持続的な活動へとつながる事業か、活動の発展が認められるまたは期待できる事業か、自立に向けた自主財源の確保に向けた動きはあるか、などの視点から評価を行うものとする。

(4) 独創性

自主的、自発的に行われている事業であるか、また、先導的かつ個性豊かで創意工夫のある事業内容であるか、などの視点から評価を行うものとする。

(5) 実現性

目標が明確で、実施可能な活動計画が作成されているか、目的の達成に向けた実施体制が組まれているか、資金計画が適正であるか、などの視点から評価を行うものとする。

(6) 特記事項

事業の趣旨及び公金としての支出の観点から、補助事業等として望ましくないものについて、意見の記入を行うものとする。

(交付対象事業の決定)

第7 市長は、懇話会の報告を十分に尊重し、交付対象事業を決定するものとする。

(庶務)

第 8 懇話会の庶務は、市民部地域連携課において処理する。

(委任)

第 9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 20 年 6 月 17 日から施行する。

附 則（平成 23 年 5 月 27 日改正）

この要領は、平成 23 年 5 月 27 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 2 日改正）

この要領は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

附 則（平成 26 年 5 月 1 日改正）

この要領は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日改正）

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 11 月 17 日改正）

この要領は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 11 月 16 日改正）

この要領は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 2 月 27 日改正）

この要領は、令和 6 年 2 月 27 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日改正）

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

委員名	
各評価項目について、それぞれ「優れている＝5点」、「やや優れている＝4点」、「普通＝3点」、「あまり評価できない＝2点」、「評価できない＝1点」で評価を行っていただき、各評価項目欄に点数を記入してください。 なお、市民セレクション終了後、採点票は回収させていただきます。	
ア 公益性 津市民の福祉の向上に寄与する事業か、また事業の内容が趣味や娯楽を主たる目的とするものや提案団体内での親睦活動等となっていないか、また、特定の者への利益又は便宜等の供与でなく、広く津市民を対象とした(参加の機会がある)事業となっているかなどの視点から評価を行ってください。 イ 地域性 津市の地域課題を捉えている事業であるか、また、津市内の地域資源の活用など地域の特性を活かした事業であるかなど、津市の活性化の視点から評価を行ってください。 ウ 発展性 団体の持続的な活動へとつながる事業か、活動の発展が認められるまたは期待できる事業か、自立に向けた自主財源の確保に向けた動きはあるか、などの視点から評価を行ってください。 エ 独創性 自主的、自発的に行われている事業であるか、また、先導的かつ個性豊かで創意工夫のある事業内容であるか、などの視点から評価を行ってください。 オ 実現性 目標が明確で、実施可能な活動計画が作成されているか、目的の達成に向けた実施体制が組まれているか、資金計画が適正であるか、などの視点から評価を行ってください。 カ 特記事項 市民活動推進事業補助金の趣旨および公金としての支出の観点から、補助事業等として望ましくないものについて、意見の記入を行ってください。	

発表順	(評価項目) 評価の視点 申請団体名 (提案事業名)	1	2	3	4	5	※特記事項	合計点
		公益性	地域性	発展性	独創性	実現性		